

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 事業概要

1. 協議会設立背景

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録され、その稀有な生態系とそこに生息する野生動物を保全するために、人が持ち込む動物も含めた外来種への対応が求められている。また、小笠原にしか生息しない希少野生動物の保全を図る上では、個体レベルで保護が必要である。

小笠原村においては、平成 10 年に小笠原村飼いネコ適正飼養条例を制定し、飼いネコの飼養登録などによる適正飼養を推進するとともに、関係機関や関係団体（小笠原ネコの連絡会議）との協力のもと「人とペットと野生動物の共存」を目標に掲げて飼い主のいないネコ（ノネコ、ノラネコ）対策を進めてきた。これにより、希少鳥獣の生息数の回復などの成果が見られているが、永続的な共存を実現するためには、ネコを含めたペット由来の外来種が新たに生まれることのないよう適正飼養を徹底するとともに、飼い主のいないネコの根絶を目指し、世界自然遺産としての自然的・社会的特性に応じた管理体制を構築することが必要である。さらには、負傷した野生動物を適時保護することの出来る体制についても望まれる。

そのため、世界遺産センターにおいて、動物医療機能を有する「動物対応室」が整備されることになり、関係機関・団体の協力のもと、「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（略称：小笠原動物協議会）を設立し、獣医師を常駐させて、上記の体制を構築した。

2. 事業の実施体制

（1）協議会構成団体：

環境省小笠原自然保護官事務所
林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター
小笠原村
公益社団法人東京都獣医師会
NPO 法人小笠原自然文化研究所（IBO）

（2）会 長：小笠原村長

副会長：環境省小笠原自然保護官事務所国立公園保護管理企画官

監 査：林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター所長

事務局：小笠原村環境課

協議会雇用職員

獣医師 1 名、動物看護師 1 名（予定）、アルバイト若干名

3. 事業内容の概要

(1) 外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護に関すること
①救護された負傷個体の治療等 救護された野生動物の負傷個体に対し、必要な治療を施す
②島内での野生復帰のための一時飼養・リハビリの補助 救護された野生動物が野生復帰するまでの、一時飼養中の看護及びリハビリに関し、技術的な助言を行う。

(2) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策に関すること
①捕獲ネコの体調管理等の補助 ・捕獲したネコが事故等により負傷した際、必要に応じて治療を施す ・捕獲したネコの譲渡先が見つかるまでの、一時飼養施設（ネコ待合所）における体調管理等の技術的な助言を行い、ネコが罹病した際には一次診察を行う
②島内譲渡ネコの感染症等衛生検査、避妊去勢手術 ・捕獲したネコを島内において譲渡するにあたって必要な衛生検査、避妊去勢手術等を行う ・譲り受け希望者に対し、適正飼養に関する指導、適性確認の面談等を行う
③譲渡促進のための情報発信 捕獲したネコの内地において譲渡先を確保するため、情報発信を行う

(3) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進
①ペットの診療 ペットの診療を行う 日時：月、水、金 8:30～11:30、13:30～16:30 内容：健康相談、健康診断（血液検査等）、ワクチン注射、避妊去勢手術、一次診察（外用薬、内用薬の処方含む）
②母島における診療等の連携 母島の開業獣医師が実施する健康相談、健康診断（血液検査等）、避妊去勢手術、一次診察等必要に応じて連携する
③ペットの飼養状況の把握と適正飼養の指導 ペットの診療等を通じ、村内の飼養状況を把握し、適正飼養の指導を行う。
④普及啓発事業 ペットの適正飼養に関する、シンポジウム、講演会、学校教育等を行う